

解体工事業の技術者の経過措置期間終了について

1. 概要

平成28年6月1日に解体工事業の業種が新設されたことに伴い、平成28年6月1日時点でとび・土工工事業の技術者であった方を解体工事業の技術者とみなすこととした経過措置の期間が、令和3年6月30日(※)をもって終了します。経過措置の対象である技術者が令和3年7月1日以降に解体工事業の技術者となるためには、特定の要件(講習受講や資格取得等)を満たすことが必要です。

また、経過措置の対象である技術者を解体工事業の営業所専任技術者としている場合には、令和3年6月30日までに要件を満たし、要件を満たした後2週間以内に変更届(営業所専任技術者の有資格区分の変更又は要件を満たす別の技術者への変更)を提出する必要があります。

令和3年7月1日以降、要件を満たすことができずに営業所専任技術者の変更届の提出ができない場合は、「解体工事業」について「廃業届」を提出する必要がありますので、ご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症のため、経過措置期間が令和3年3月31日から延長されました。

2. 令和3年6月30日まで解体工事業の技術者とみなされる資格等(経過措置対象)

	コード	資格等	経過措置終了後の取扱い
	0 A	指定学科卒業+実務経験(とび・土工工事業)	指定学科卒業と解体工事業の実務経験(3年以上又は5年以上)が必要
	0 B	実務経験10年(とび・土工工事業)	解体工事業の実務経験(10年以上)が必要
建設業法 (技術検定)	1 A	1級建設機械施工技士	解体工事業の技術者になれない (別の資格等が必要)
	1 B	2級建設機械施工技士	解体工事業の技術者になれない (別の資格等が必要)
	1 C	1級土木施工管理技士	合格後解体工事業の実務経験(1年以上)又は登録解体工事講習修了が必要
	1 D	2級土木施工管理技士(土木)	合格後解体工事業の実務経験(1年以上)又は登録解体工事講習修了が必要
	1 E	2級土木施工管理技士(薬液注入)	解体工事業の技術者になれない (別の資格等が必要)
	2 A	1級建築施工管理技士	合格後解体工事業の実務経験(1年以上)又は登録解体工事講習修了が必要
	2 B	2級建築施工管理技士(躯体)	合格後解体工事業の実務経験(1年以上)又は登録解体工事講習修了が必要
技術士法	4 A	建設・総合技術監理(建設)	合格後解体工事業の実務経験(1年以上)又は登録解体工事講習修了が必要
	4 B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	合格後解体工事業の実務経験(1年以上)又は登録解体工事講習修了が必要
	4 C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	解体工事業の技術者になれない (別の資格等が必要)
	4 D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	解体工事業の技術者になれない (別の資格等が必要)
	5 A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	解体工事業の技術者になれない (別の資格等が必要)
技能検定	5 B	とび・とび工(2級)	合格後の解体工事業の実務経験(3年以上)が必要 ※平成15年度以前の合格者は1年以上
	6 B	型枠施工(1級・2級)	解体工事業の技術者になれない (別の資格等が必要)
	6 C	ウェルポイント施工(1級・2級)	解体工事業の技術者になれない (別の資格等が必要)
	7 A	コンクリート圧送施工(1級・2級)	解体工事業の技術者になれない (別の資格等が必要)
	6 A	地すべり防止工事	解体工事業の技術者になれない (別の資格等が必要)
	9 A	土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事の実務経験12年以上かつ8年を超えるとび・土工工事業の実務経験	土木工事業及び解体工事業に係る建設工事の実務経験12年以上かつ8年を超える解体工事業の実務経験が必要

※平成28年6月1日時点でとび・土工工事業の技術者要件を満たしていた方に限ります。

※技能検定2級合格者:合格後とび・土工工事業の実務経験が3年以上ある方(平成15年度以前の合格者は実務経験1年以上)

※技能検定のとび・とび工の1級合格者は、合格年度に係らず解体工事業の技術者となることができます。(資格57)

※地すべり防止工事合格者:合格後とび・土工工事業の実務経験が1年以上ある方

※特定建設業の技術者になるには、一定の指導的監督実務経験が必要です。

(1A、1C、2A、4A、4B、4C、4D、5Aの資格は不要)

3. 令和3年7月1日以降に解体工事業の技術者となることができる資格等

	コード	資格等	備考
	01	指定学科卒業＋実務経験（解体工事業）	解体工事業の実務経験（3年以上又は5年以上）が必要
	02	実務経験10年（解体工事業）	解体工事業の実務経験（10年以上）が必要
	04	国土交通大臣の認定を受けた者	—
建設業法（技術検定）	13	1級土木施工管理技士 【平成28年度以降合格者】	平成27年度以前の合格者は、合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	14	2級土木施工管理技士（土木） 【平成28年度以降合格者】	平成27年度以前の合格者は、合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	20	1級建築施工管理技士 【平成28年度以降合格者】	平成27年度以前の合格者は、合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	21	2級建築施工管理技士（建築） 【平成28年度以降合格者】	平成27年度以前の合格者は、合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	22	2級建築施工管理技士（躯体） 【平成28年度以降合格者】	平成27年度以前の合格者は、合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	合格後解体工事業の実務経験（1年以上）又は登録解体工事講習修了が必要
技能検定	57	とび・とび工（1級・2級）	2級の合格者は、合格後の解体工事業の実務経験（3年以上）が必要 ※平成15年度以前の合格者は1年以上
	60	解体工事（解体工事施工技士）	—
	99	①土木工事業及び解体工事業に係る実務経験12年以上かつ8年を超える解体工事業の実務経験 ②建築工事業及び解体工事業に係る実務経験12年以上かつ8年を超える解体工事業の実務経験 ③とび・土工工事業及び解体工事業に係る実務経験12年以上かつ8年を超える解体工事業の実務経験	—

※13、14、20、21、22の資格の平成28年度以降の合格者は、合格してから令和3年6月30日までの間も、解体工事業の技術者となることができます。

※57の資格の1級合格者は、合格年度に係らず合格してから令和3年6月30日までの間も、解体工事業の技術者となることができます。

※特定建設業の技術者になるには、一定の指導的監督実務経験が必要となります。
（13、20、41、42の資格は不要）

4. 実務経験について

実務経験で技術者要件を満たす場合は、下記のことにご留意ください。

- ・解体工事を請け負うために必要な建設業法に基づく許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく登録を受けずに行った工事は実務経験として認められません。
- ・実務経験を算出する期間は、他の業種と重複できません。
※例外として、平成28年5月31日までの解体工事に係る経験は、とび・土工工事業と解体工事業の両方に使用することができます。しかし、コード「99」の③とび・土工工事業及び解体工事業に係る実務経験12年の算出については、解体工事業の実務経験として算定する8年超の期間とは別の期間のとび・土工工事業の実務経験の期間が必要です。

5. 講習受講や資格試験について

講習受講や資格試験につきましては、各実施機関にお問い合わせください。

<登録解体工事講習>

○公益社団法人全国解体工事業団体連合会
電 話 03-3555-2196
URL <https://www.zenkaikouren.or.jp/>

○一般財団法人全国建設研修センター
電 話 042-300-1743
URL <http://www.jetc.jp/>

<土木施工管理技士>

○一般財団法人全国建設研修センター
電 話 042-300-6860
URL <http://www.jetc.jp/>

<建築施工管理技士>

○一般財団法人建設業振興基金
電 話 03-5473-1581
URL <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

<技術士>

○公益社団法人日本技術士会
電 話 03-6432-4585
URL <https://www.engineer.or.jp/>

<技能検定>

○長野県産業労働部人材育成課
電 話 026-235-7202
URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/sangyo/shiken/ginou/kente.html>

<解体工事施工技士>

○公益社団法人全国解体工事業団体連合会
電 話 03-3555-2196
URL <https://www.zenkaikouren.or.jp/>

6. 解体工事業の技術者の経過措置期間終了に係る問い合わせ先

○長野県建設部建設政策課建設業係
電 話 026-235-7293
URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/kyoka/index.html>

※営業所専任技術者の変更届等の提出は、管轄の建設事務所総務課へお願いします。